

令和2年3月25日

各 単位 PTA 会長 殿

臨時休校に係る会費等の返還について

札幌市 PTA 協議会
会長 土 田 修

日頃より札幌市 PTA 協議会の活動に際し、あたたかいご支援とご協力をいただき誠にありがとうございます。このたびの臨時休校に際し、子どもたちの安全と安心のため適切な措置を講じ、健全育成のためご尽力いただいておりますことに深く敬意を表するとともに感謝申し上げます。

さて、3月17日（水）に札幌市教育委員会から各学校に向け「臨時休業に伴う学校徴収金（給食費を除く）の返還等の対応方針について」の通知が発出されました。通知には、「関係団体に係る徴収金（PTA 会費等）」につきましては各関係団体と協議のうえ対応する旨記載されておりますので、貴 PTA からの返還につきましては、貴 PTA でご協議のうえ決定いただきますようお願いいたします。

協議に際しましては、

- ① 学校休業中におきましても PTA 活動（会議等）が行われている。
- ② 社会教育関係団体として学校のみならず家庭・学校・地域での活動が行われている。
- ③ 年間活動計画に基づいた年間予算に基づく会費徴収である。

などのことが該当する場合には休校中の返還は必要がないことをご留意のうえご検討いただきますようお願いいたします。

なお、会費とは別に徴収した「特定の行事のための徴収金」がある場合で、行事の中止等により余剰金がある場合は返金等の処理をご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

また、札幌市 PTA 協議会につきましては臨時休業中におきましても一部の会議を书面決議とするなど、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の感染拡大を抑制するための措置を適切に講じたうえで活動を行ってまいりました。社会教育関係団体として各区 PTA 連合会と共に関係機関や地域と連携し、年間活動計画に基づき適切に執行いたしましたことをご報告させていただきます。このことにより、札幌市 PTA 協議会からの会費の返還はありませんことをご報告いたします。

北海道におきましては北海道知事による非常事態宣言が解除され、日常の生活を取り戻しつつあります。しかし、依然として予断を許さない状況にあります。今後の札幌市 PTA 協議会の活動につきましては感染の状況、学校や子どもたちの状況を勘案し、関係機関と協議のうえ進めてまいります。今後とも皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。